

稲デイサービスセンター利用者  
給食業務に係る食材納入委託業務仕様書

1. 業務の実施方法の概要

社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下「甲」という。）が運営する稲デイサービスセンターについて、委託業者（以下「乙」という。）は甲の指示に従い献立を作成し、それに必要な食材（調味料を含む）を調達し、納入するものとする。

2. 前提条件

- (1) 場 所 箕面市社会福祉協議会稲デイサービスセンター  
住 所 箕面市稲一丁目14番5号 箕面市役所第3別館3階
- (2) 通所定員 40人
- (3) 稼働通所者数 26人（65%稼働 年間延通所者数 約8,000人）
- (4) 食材提供日 月曜日から土曜日。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
- (5) 食材搬入時間 前日の午後3時まで
- (6) 1日あたりの喫食数 通所者 20～40人（最大）

3. 食材数について

- (1) 食材数の注文は、開始月から継続的なもの（平均26食）とする。
- (2) 検食として乙の負担により1食材を付加すること。
- (3) 通所者の予約食材数における追加・キャンセルの締め切り時間は次の通りとする。ただし、病気、事故等やむを得ない場合は締め切り時間を過ぎても対応すること。  
昼食及び間食 前日の午後7時

4. 昼食及び間食の食材納入委託費について

- (1) 食材料費は、1食あたり369円（昼食及び間食）（税込）とする。
- (2) 食材納入委託費は、甲と乙の協議のうえ決定する。
- (3) 乙は、委託業務実施の翌月に前月の食材納入数を確認し、委託料金を甲に請求するものとする。甲は、乙の請求書受領後30日以内に乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

5. 献立について

- (1) 内容 高齢者向けで、利用者の嗜好も可能な限り勘案し、次に掲げる要件にあった内容とする。  
①栄養所要量は、原則として日本人の食事摂取基準 2005年版(平成16年

12月28日付健発第1228001号厚生労働省健康局長通知の70（歳）以上の表)に準じるものとする。

- ②咀嚼力の低下及び消化吸収の低下を反映させること(魚の骨抜きなどを含む)。
- ③イベントメニュー（行事、季節・習慣等に基づく特別な食事）は原則月1回程度設定すること。
- ④季節感を取り入れ、季節行事に合った献立を作成し、彩りに変化をつけること。
- ⑤利用者の嗜好調査の結果を反映させること。
- ⑥果物を取り入れること。

(2) 献立予定表は2週間分を乙が作成し、納入開始日の2週間前までに提出すること。また、献立予定表には、エネルギー、蛋白質、脂肪、塩分を表示すること。

(3) 献立の基本パターン

昼食：ご飯、主菜、副菜2品以上、汁物

副菜の1品として果物を含むこともできる。

(4) 現在の食事の質と量を低下させないこと。

(5) 乙は、甲からの要望については、誠意をもって対応すること。

## 6. 業務分担について

甲の業務	乙の業務
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 給食業務の全般管理</li><li>・ 翌日の予約食材数における追加及びキャンセルの連絡</li><li>・ 食数集計</li><li>・ 委託料の支払い</li><li>・ 嗜好調査の企画及び実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 献立表の作成及び提出</li><li>・ 食材の検収及び納入</li><li>・ 食材料納入数の確認及び委託料の請求</li></ul>

## 7. 契約期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとし、業務成績が良好と甲が判断した場合1年間に限り更新する。

## 8. 契約について

本仕様書に記載のない事項は契約締結前に甲乙協議の上決定する。

以上